

聖籠町職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月七日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第一号

聖籠町職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の旅費に関する規則（昭和五十三年聖籠町規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「

三 新潟県自治研修所において行われる研修に出席する職員

イ 宿泊する場合	一、八〇〇円
ロ 宿泊しない場合	鉄道賃又は車賃の実費額に七〇〇円（公有車又は私有車を使用する場合は五〇〇円）を加算した額

を

三 新潟県自治研修所において行われる研修に出席する職員

目的地に到着した日の翌日から帰庁のため出発する日の前日までの日数（宿泊に限る。）

一、八〇〇円

に改

める。

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。